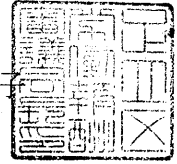


令和7年11月25日

足立区長 近藤 弥生 様

足立区労働報酬審議会

会長 渡部 典子



令和8年度労働報酬下限額について（答申）

令和7年7月31日付7足総契発第894号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、各委員からの意見を付しますので、これを十分尊重し、足立区の入札・契約制度に反映されるよう要望します。

記

1 工事又は製造の請負契約（工事請負契約）に係る労働報酬下限額

（1）熟練労働者、一人親方

令和8年度の東京都における職種ごとの公共工事設計労務単価を1時間あたりの単価に換算した額に90%を乗じて得た額とするのが妥当である。

なお、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない職種については、今年度の当該職種の労働報酬下限額に、令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価の平均伸び率を乗じて得た額とするのが妥当である。

（2）熟練労働者以外の労働者

令和8年度の東京都における「軽作業員」の公共工事設計労務単価を1時間あたりの単価に換算した額に70%を乗じて得た額とするのが妥当である。

2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）に係る労働報酬下限額

令和7年度の足立区会計年度任用職員単価（事務補助）を勘案した額とするのが妥当である。

（1時間あたり1,483円）

3 指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

（1）保育士については、上記2の労働報酬下限額に100円を加算した額とするのが妥当である。

（1時間あたり1,583円）

（2）保育士以外の職種については、上記2の労働報酬下限額と同額とするのが妥当である。

(1時間あたり1,483円)

- (3) 区外に存する施設については、各施設が所在する県の最低賃金額に令和7年10月の最低賃金額改正による増加額を加算した額とするのが妥当である。

ただし、各施設が所在する県の最低賃金額が改正され、労働報酬下限額が改正後の最低賃金額を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、改正後の最低賃金額とするのが妥当である。

日光 (1時間あたり1,132円)

鋸南 (1時間あたり1,204円)

4 複数年にわたる、契約及び指定管理者との協定に係る労働報酬下限額の取扱い

- (1) 複数年にわたる、工事請負契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額を適用されたい。
- (2) 複数年にわたる、業務委託契約及び指定管理者との協定に係る下限額については、その年度ごとに定める最新の労働報酬下限額を適用されたい。

【公契約条例運用に関する各委員からの意見】

- 1 公契約条例の運用にあたり、以下の点について十分検討し、改善が図られることを要望する。
 - (1) 熟練労働者以外の労働者（見習い、手元）の算定方法において、労務単価（軽作業員）の掛け率については、来年度に向けて踏み込んで検討されたい。
 - (2) 業務委託・指定管理については、来年度の上昇分も見込んだ算定方法を、他自治体の状況も参考に、来年度に向けて検討されたい。
 - (3) 業務委託契約や指定管理者協定の労働報酬下限額として、保育士以外に看護師や介護士、学校給食等の下限額の設定を検討されたい。
 - (4) 物価上昇や賃金上昇に対してのスライド制の導入について、区の具体的な対応を検討されたい。
 - (5) 公契約条例のホームページについて、視覚に訴えるような見やすいものに改善することを検討されたい。
 - (6) 工事請負契約の労働報酬下限額のうち、熟練労働者以外の労働者（見習い、手元）の区分のあり方について検討されたい。
 - (7) 労働報酬下限額の支払い状況について、定期的な実態把握調査の実施を検討されたい。

以 上